愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第 100号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「工事」という。）における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、入札後審査型一般競争入札を実施するにあたって必要な手続を定めるものとする。

（定義）

第２条　入札後審査型一般競争入札とは、一般競争入札に係る入札前の入札参加申請手続を簡略化し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年８月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

２　前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年10月１日制定）の適用を受ける工事にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）をいう。ただし、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年９月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に基づき、総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち評価値が最も高い者をいう。

（対象工事）

第３条　原則として、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年７月愛媛県告示第 607号）第７条第２項に規定する格付け等級の最下位等級以外の対象工事を対象として実施する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要がある工事

(2) 災害復旧工事のうち、応急復旧工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事

(3) 設計金額１億円未満の災害復旧工事及び同３千万円未満の防災対策工事

(4) 入札後審査型一般競争入札が不適当と認められる工事

(5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続に特例を定める政令（平成７年政令第 372号）に定める工事

(6) 総合評価実施要領第３条第３項に規定する簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）で実施した入札後審査型一

般競争入札で入札不調となり、再度発注する工事

（入札の公告等）

第４条　入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の６第１項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第 132条第１項の規定に基づき、県ホームページ（愛媛県電子入札ホームページ又は発注部局等のホームページを含む。以下同じ。）又は県の掲示板により公告するものとする。

２　入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

（入札参加資格）

第５条　入札に参加する者に必要な資格は、令第 167条の６に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

(1) 令第 167条の４第１項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

(2) 県の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。（工事種別及び参加業者の等級格付、規模等を明示すること。）

(3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。）

(6) 本店、支店又は営業所の所在地等からみて、当該工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。

(7) 当該工事と同種・同程度の工事の施工実績があること。（過去の施工実績基準等を明示すること。）

(8) 当該工事に配置を予定する監理技術者又は主任技術者が適正であること。(必要な資格基準等を明示すること。)

(9) 総合評価落札方式の場合は、総合評価に係る施工計画等が適正であること。（総合評価に係る評価項目、評価基準等を明示すること。）

(10) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(11) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア　愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ　暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(12) その他工事毎に必要と認める事項

（入札参加資格の決定）

第６条　前条に規定する資格は、設計金額５億円以上の工事については、愛媛県競争参加資格審査会の審査を経て知事が決定し、同５億円未満の工事については、次に定めるところによるものとする。

(1) 本庁発注工事

ア　知事部局が発注するものにあっては、愛媛県競争参加資格審査会要綱（平成６年５月６日制定）第５の規定に基づく審査を経て総務部長又は行政経営課長が決定

イ　その他の機関が発注するものにあっては、当該工事を発注する機関において設置する検討委員会等の審査を経て機関の長が決定

(2) 地方機関発注工事にあっては、当該工事を発注する地方機関において設置する審査会等の審査を経て地方機関の長が決定

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出）

第７条　入札後審査型一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札時に入札参加資格確認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（様式第２号（総合評価落札方式の場合は総合評価実施要領に規定する総合評価に係る資料を含む。）。以下「確認資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

２　申請書及び確認資料は、県ホームページにおいて示す様式に従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。

３　公告において示す様式は、申請書については様式第１号、確認資料については様式第２号に準じて作成するものとす

る。

（基本的入札参加資格の事前確認）

第８条　入札執行者は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第５条に規定する入札参加資格に関して、発注者が指定した期間に申請書及び確認資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

２　入札執行者は、前項において入札参加資格を有していないと認めた者については、入札参加資格不適格通知書（様式第３号）を送付するとともに、規則第 139条に基づき当該入札を無効とする。（当該入札者が、運用基準に定めるやむを得ない事由により、入札執行者の承諾を得て紙入札方式にて入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）である場合は、当該入札に参加させてはならない。）なお、前項の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

３　前２項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

（入札説明書の配布）

第９条　次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようにするとともに、入札執行機関において配布するものとする。

(1) 入札に係る説明事項

(2) 申請書及び確認資料

(3) 愛媛県建設工事入札者心得

(4) 契約の保証について

(5) 設計図書等貸与申請書（閲覧所を設けて閲覧に供する場合）

(6) その他工事毎に必要と認めるもの

（設計図書等の閲覧等）

第１０条　設計図書等は、県ホームページ又は閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

２　設計図書等の閲覧期間（閲覧所を設けて閲覧に供する場合は閲覧場所及び閲覧方法を含む。）は、公告において明らかにするものとする。

３　設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の期間の初日の前日まで行うものとする。

４　質問書の提出は原則として電子入札システムにより行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。

５　質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を電子入札システム又は県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間については、公告において明らかにするものとする。

６　質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札の期間の初日の６日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前までとするものとする。

７　質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に開始し、入札の期間の初日の前日に終了するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第１１条　入札保証金については、規則第 135条及び第 136条の規定により入札見積金額の 100分の５以上の額を納付するものとする。ただし、規則第 137条に該当するものについては免除することがある。

２　入札保証金の免除については、第８条第１項の規定に基づく事前確認の際に、規則第 137条に該当するか否かを判断するものとする。

３　契約保証金については、規則第 152条及び第 153条の規定により契約金額の10分の１以上の額を納付するものとする。ただし、規則第 154条に該当するものについては免除することがある。

（開札の執行）

第１２条　開札の執行は、第８条の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有していると確認できた者の入札書を開札の対象とし（紙入札参加者については、入札参加資格を有していると確認できた者を参加させるものとし）、その旨を公告において明らかにするものとする。

２　入札に際し、入札参加者に工事費内訳書、申請書及び確認資料の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

３　入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。

４　入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。（紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額、業者名を公表の上、後日落札者を決定する旨を口頭により通知する。）なお、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年４月１日制定）の適用を受ける工事にあっては、入札の結果、同要綱第３条第１項に規定する調査基準価格を下回る入札があった場合には、同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う旨を併せて通知する。

（落札決定及び入札参加資格要件の審査）

第１３条　入札執行者は、開札の執行後（総合評価落札方式の場合は、開札を執行し、予定価格の制限の範囲内の価格

をもって入札をした入札参加者について評価値の算出を行った後）、落札候補者に対して、第５条第７号、第８号、第10号及び第12号（総合評価落札方式の場合は同条第９号を含む。）に規定する入札参加資格に関して、確認資料を証する資料（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領（平成28年３月25日制定）に定める審査項目等証明申請書を含む。以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。なお、追加資料は電子入札システム、ＦＡＸ、電子メール又は持参により原則として開札執行日中の提出を求めるものとし、提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

２　入札執行者は、落札候補者から提出された申請書、確認資料及び追加資料（以下この条において「申請書等」という。）の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、落札候補者以外の入札参加者の審査を省略し、落札候補者を落札者と決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。なお、同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が２者（共同企業体の場合を含む。）以上である場合は、追加資料の提出を求める前に電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

３　落札候補者がした入札が、低入札価格調査の対象である場合は、入札執行者は、第１項の規定にかかわらず、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。この場合、入札執行者は、当該入札参加者から提出された申請書等の内容を審査するものとする。ただし、落札者の決定は当該低入札価格調査の後に行うものとする。

４　前項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者（申請書等が不備であった場合も含む。）がした入札については、規則第 139条に基づき入札を無効とするものとする。

５　落札者の決定は、原則として開札執行日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合及び総合評価落札方式の場合は、この限りでない。

６　入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭

又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。）

7　第２項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適格通知書（様式第３号）を送付するものとする。

8　入札執行者は、落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第１４条　入札参加資格がないと認められた者は、前条第６項の通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2　入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3　入札執行者は、第１項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（落札者として決定しなかった者に対する理由の説明）

第１５条　総合評価落札方式の場合で、落札者として決定されなかった者は、第13条第６項の通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に対して落札者として決定しなかった理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2　落札者として決定されなかった者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。

3　入札執行者は、第１項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第１６条　公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに愛媛県建設工事入札者心得及び運用基準等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

（入札の中止）

第１７条　第８条第１項の基本的入札参加資格の事前確認の結果、基本的入札参加資格を有していると認められる者がいないとき又は設計金額１億円以上の工事について、基本的入札参加資格を有していると認められる者が１者（共同企業体の場合は１共同企業体）であるときは、入札を中止するものとする。

（その他）

第１８条　電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

第１９条　総合評価落札方式の場合は、この要領に定めるもののほか、総合評価実施要領によるものとする。

附　則

この要領は、平成15年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成16年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年４月27日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年９月20日から施行する。

附　則

この要領は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成27年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

（様式第１号）

入札参加資格確認申請書

年　月　日

（契約担当者）　　様
（※知事又は地方局長）

住　　所
申請者　　商号又は名称
代 表 者 名
（※共同企業体の場合は、代表者・構成員連名とする。）

〇年〇月〇日付けで入札公告のあった〇〇〇〇工事に係る入札に参加する資格について確認くださるよう、次の書類を添えて申請します。
なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

１　入札参加資格確認資料（様式第２号）
⑴ 基本事項（資本関係及び人的関係に係る状況を含む。）（（様式第２号）その１）
⑵ 施工実績（（様式第２号）その２）
⑶ 監理（主任）技術者の資格・従事経験（（様式第２号）その３）

２　工事費内訳書

注　申請書は１部提出のこと。

（様式第２号）その１

<table>
<tr><td colspan="4">入札参加資格確認資料（基本事項）

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無
【※共通事項〇（〇）関係】
〔該当する□に印を付すること。（以下同じ）〕</td><td colspan="2">□民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。
□上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。
□いずれの申立てもなされていない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本工事の設計業務等の受託者等との関連の有無（入札説明書〇（〇）に掲げるア又はイへの該当の有無）
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td colspan="2">□あり（関連する理由：　　）
□なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">資本関係又は人的関係のある建設会社の有無（入札説明書〇（〇）に掲げるア、イ又はウに該当する建設会社又は役員の有無）
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td colspan="2">□あり　※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」（（様式第２号）その１－１を併せて提出すること。）
□なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">本工事の業種に係る建設業の許可区分
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td colspan="2">□特定建設業
□一般建設業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本店等所在地
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td>本店等区分</td><td colspan="2">□本店
□支店又は営業所</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">本工事の業種に係る格付け等級
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td>〇〇工事</td><td>□Ｓ等級　□Ａ等級　□Ｂ等級　□Ｃ等級　□Ｄ等級</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">社会保険等の届出義務の履行状況
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td>健康保険</td><td>□加入又は適用除外（届出義務なし含む）　□未加入</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td>□加入又は適用除外（届出義務なし）　□未加入</td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td>□加入又は適用除外（届出義務なし）　□未加入</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴力団員等との関係状況
【※共通事項〇（〇）関係】</td><td colspan="2">□愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である。
□暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者である。
□暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者が事業活動を支配する者である。
□上記のいずれにも該当しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　「本工事の業種に係る格付け等級」欄について、建築一式工事にあっては「□Ｓ等級」を、その他工事にあっては「□Ｓ等級」及び「□Ｄ等級」は選択しない。

（様式第２号）その１－１

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　資本関係に係る事項

(1) 会社法第２条第４号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第２条第３号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第２条第４号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

２　人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

注１　該当がない場合は、本様式（（様式第２号）その１－１）の提出は必要ない。
２　「２　人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人について記入すること。

（様式第２号）その１－２

年　　月　　日

（契約担当者）　　様
（※知事又は地方局長）

住所：
会社名：
代表者氏名：

誓　　約　　書

下記の理由により、　　年　　月　　日付で公告のありました「〇〇工事」の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（健康保険・厚生年金保険）

□従業員５人未満の個人事業所であるため。
□従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
□その他の理由

（その他の理由を選択した場合）
　　年　　月　　日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

□役員のみの法人であるため
□その他の理由

（その他の理由を選択した場合）
　　年　　月　　日、関係機関（ハローワーク〇〇　〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

注　本様式（（様式第２号）その１－２）については、入札説明書〇（〇）に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者で、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。（該当ない場合は提出の必要はない。）

（様式第２号）その２

<table>
<tr><td colspan="3">入札参加資格確認資料（施工実績）
【※共通事項〇(〇)関係】

商号又は名称</td></tr>
<tr><td colspan="2">工　　事　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発　注　者　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　事　場　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">契　約　金　額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">完　成　時　期
（該当する□に印を付すること。）</td><td>□　過去15年以内　　□　完成後15年超経過</td></tr>
<tr><td colspan="2">受 注 形 態 等
（該当する□に印を付すること。）</td><td>□　単体
□　共同企業体
（出資比率　　％）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事概要等</td><td>〇〇〇〇</td><td></td></tr>
<tr><td>〇〇〇〇</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

注１　工事場所の項は、市町村名まで記入すること。
　２　完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
　３　受注形態等の項の（　）内は、共同企業体における自己の出資比率を記入すること。
　４　入札説明書〇(〇)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、施工実績を証する書類を提出すること。

（様式第２号）その３

<table>
<tr><td colspan="4">入札参加資格確認資料（監理（主任）技術者の資格・従事経験）
【※共通事項〇(〇)関係】

商号又は名称</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">職　　名
〔該当する□に印を付すること。〕</td><td>□監理技術者
□主任技術者</td></tr>
<tr><td colspan="3">法令による資格・免許
（公告で示す許可業種に要する資格を記載すること。）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">従事経験</td><td colspan="2">工　事　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">契約金額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">完成時期
（該当する□に印を付すること。）</td><td>□　過去 15 年以内　　□　完成後 15 年超経過</td></tr>
<tr><td colspan="2">受注形態等
（該当する□に印を付すること。）</td><td>□　単体
□　共同企業体
（出資比率　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">従事役職
該当する役職について
（□に印を付するとともに、当工事の従事期間について〔 〕内の□に印を付すること。）</td><td>□監理技術者　□主任技術者
□担当技術者　□現場代理人
（□工期の全体
□工期の 1/2 以上の期間（上記以外）
□工期の 1/2 未満の期間）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">概要等</td><td>工事</td><td>〇〇〇〇</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>〇〇〇〇</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">専任配置の特例
□あり　　□なし
（項目ごとに、該当する□に印を付すること。）</td><td colspan="3">□①法第26条第3項第1号該当（専任特例1号関係）</td></tr>
<tr><td colspan="3">※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">□②法第26条第3項第2号該当（専任特例2号関係）</td></tr>
<tr><td colspan="3">○他工事との兼任について
・発 注 機 関:
（監督員等名:　　）
・工　事　名:
・工 事 場 所:
・工事現場の間隔:　　km
・請 負 金 額:　　円
（契約前）□4,500万円以上　□4,500万円未満
※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。
・工　　期:　　年　月　日～　年　月　日
○監理技術者補佐について
・氏名:
・法令による資格・免許:</td></tr>
<tr><td colspan="3">□③・④建設業法施行令第27条第2項該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>□③</td><td>○他工事との兼任について
・発 注 機 関:
（監督員等名:　　）
・工　事　名:
・工 事 場 所:
・工事現場の間隔:　　km
・請 負 金 額:　　円
（契約前）□4,500万円以上　□4,500万円未満
※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。
・工　　期:　　年　月　日～　年　月　日
※「主任技術者の兼任承認願」を作成すること。</td></tr>
<tr><td>□④</td><td>※工事一括管理を行う場合は「工事一括管理承諾願」を作成すること。</td></tr>
<tr><td>営業所技術者等との兼任
（該当する□に印を付すること。）</td><td colspan="3">□あり　　□なし</td></tr>
<tr><td>兼任に係る県確認欄</td><td colspan="3">確　　認　　日:　　年　月　日
兼任工事発注者:</td></tr>
</table>

注１　工事場所の項は、市町村名まで記入すること。
　２　完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
　３　受注形態等の項の（　）内は、共同企業体における自己の出資比率を記入すること。
　４　入札説明書○（○）に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理（主任）技術者の資格等（請負予定金額4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）の場合は３ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類を提出すること。
　５　従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記４に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工程表等）を提出すること。

6　専任配置の特例を適用する場合は、専任配置の特例の項の「□あり」に印をするとともに、①から④のうち該当する項に印をすること。
7　建設業法第26条第３項第１号の規定により監理（主任）技術者の兼任を予定している場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。
8　建設業法第26条第３項第２号の規定により監理技術者の兼任を予定している場合は、専任配置の特例の項を記載すること。
＜専任配置の特例の項の記載例＞
○他工事との兼任について
・発注機関：○○市（担当課：△△課　089-***-****）
（監督員等名：○○　○○）
・工事名：市道△△線道路改修工事
・工事場所：○○市△△町□□番地先
・工事現場の間隔：○.○km
・請負金額：　　円
（契約前）□4,500万円以上　□4,500万円未満
※　建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。
（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）
（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）
・工期：●●○年△月□日～○年□月△日
○監理技術者補佐について
・氏名：○○　○○
・法令による資格・免許:○○○○
9　建設業法施行令第27条第２項の規定により主任技術者の兼任を予定している場合は、専任配置の特例の項を記載するとともに、「主任技術者の兼任承認願」を作成し、発注機関から承認を得ること。
＜専任配置の特例の項の記載例＞
○他工事との兼任について
・発注機関：○○市（担当課：△△課　089-***-****）
（監督員等名：○○　○○）
・工事名：市道△△線道路改修工事
・工事場所：○○市△△町□□番地先
・工事現場の間隔：○.○km
・請負金額：　　円
（契約前）□4,500万円以上　□4,500万円未満
※　建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。
（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）
（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）
・工期：●●○年△月□日～○年□月△日
10　建設業法施行令第27条第２項の規定により同一の監理（主任）技術者による工事の一括管理を予定している場合は、「工事一括管理承諾願」を作成のうえ提出すること。
11　監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「□あり」を選択した場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。
12　営業所技術者等が現場代理人又は法第26条第３項第１号に規定する監理（主任）技術者若しくは同項第２号に規定する監理技術者と兼任することは認められないので、留意すること。
13　監理（主任）技術者の専任配置の特例については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国総建第316号国土交通省総合政策局建設業課長通知）の内容に留意すること。
14　兼任に係る県確認欄の項は、応札者において記載する必要はない。

（様式第３号）

入札参加資格不適格通知書

第　　号
○年○月○日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　様

（契約担当者）
（※知事又は地方局長）

貴社が先に入札した下記工事の入札参加資格を審査した結果、下記理由により入札参加資格がないことが確認されました。

よって、愛媛県会計規則第１３９条の規定に基づき貴社が行った入札は無効となります。

記

入 札 公 告 日	○　年　○　月　○　日
入　　札　　日	○　年　○　月　○　日
工　　事　　名	
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求める者は、○年○月○日までに○○課へその旨を記載した書面を持参の上、提出してください。